

農業青色申告会の指導会が開催されました



平成21年12月8日(火)下野市農業青色申告会では、正確な簿記記帳の更なる普及を図るため指導会を開催しました。

講師に栃木県農業会議の高田業務部長をお迎えして、農用建築物や機械等の減価償却制度の改正について分かりやすい丁寧なご指導をいただきました。

また、1月6日(水)には関東信越税理士会栃木支部の谷貝税理士による平成21年確定申告・消費税申告に向けた指導会が開催されました。

現在、下野市農業青色申告会の会員数は159名で、指導会を通して税務知識の取得と簿記記帳技術の向上を図っております。

今後とも正確な記帳と適正な申告を行うために皆様の参加をお願いいたします。

青色申告のメリットとは



青色申告により税務申告を行うことで得られる主な特典は次のとおりになります。

○青色申告特別控除

不動産所得又は事業(農業)所得において、正規の簿記(一般的には複式簿記)を記帳し確定申告書に貸借対照表・損益計算書を添付する青色申告者には最高65万円を控除することができ、それ以外の青色申告者については最高10万円を控除することができます。

○青色専従者給与

青色申告者と生計を一にする15歳以上の親族でもっぱら農業に従事している場合(6ヶ月以上)、支払った給与が労務の対価として適正な金額であれば全額必要経費に参入できます。

★このほかにも減価償却費の特例や家事関連費等の必要経費参入など様々な特典があります。

家族経営協定を結ぼう

家族経営協定とは、家族経営に携わる家族全員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境や条件等について家族間の十分な話し合いに基づき取り決めを行うものです。

下野市では、3月25日(木)に行われた締結式により新たに16組の協定締結者が誕生し、現在154組の家族が協定を締結しております。

また、締結式の後に協定締結者による「ゆとりの会」が設立され、合わせて行われた祝賀会を兼ねた交流会の席では参加家族同士が和やかな雰囲気のもと親睦を深めておりました。

今後とも「ゆとりの会」が締結者同士の意見交換や情報提供の場として、皆様に活用していただければと考えております。



農業者年金基金の職員を装った振り込め詐欺に注意

新潟県内の農業者宅に「農業者年金基金の収納員」を名乗る男性より未納分の農業者年金保険料30万円を指定する口座へ振り込むように要求する電話があり、男性から「年金の受給権」が当日の振込でなければ消滅する等の話でしたが、幸い電話対応した方は農業者年金の加入者ではなかったため大事に至らずに済みました。

農業者年金の未納保険料の納付等について、農業者年金基金や市役所・農協等から直接被保険者の方に電話での連絡をすることはありませんので、万一このような連絡があった場合には冷静な対応をお願いいたします。